

記 者 提 供 資 料
2021 年（令和 3 年）7 月 8 日
福祉局生活支援室障害福祉課 福祉局福祉政策室福祉施設安全課

指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分について

明石市は、次の事業所に対して監査を実施した結果、障害者総合支援法第 50 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消すことを決定しました。

1 法人名

法人名： 株式会社レミントンケア
所在地： 明石市本町 2 丁目 6 番 10 号
代表者： 山田 靖彦

2 事業所名及び事業所の種類

名称： レミントンケア
所在地： 明石市藤江 1808-1
事業の種類： 就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型
定員： 20 人
指定年月日： 令和 2 年 7 月 1 日

3 主な取消処分の理由

- (1) 訓練等給付費の不正請求（法第 50 条第 1 項第 5 号に該当）
指定期間の開始時点（令和 2 年 7 月 1 日）からサービス管理責任者が配置されておらず、適正な事業運営ができない状況にもかかわらず、市に届け出ることなく、事業を実施し、訓練等給付費を請求し、不正に受領した。
- (2) 虚偽報告（法第 50 条第 1 項第 6 号に該当）
法第 48 条第 1 項の規定による検査に対して、サービス管理責任者の出勤状況について、代表者自ら虚偽の書類の提出及び虚偽の報告をした。
- (3) 不正の手段による指定（法第 50 条第 1 項第 8 号に該当）
管理者兼サービス管理責任者が、指定期間の開始時点（令和 2 年 7 月 1 日）から、勤務できない状況が明らかであったにもかかわらず、その旨の報告や申請の取り下げ等を行うことなく指定を受けて事業を開始した。

4 利用者への対応

利用者へ行政処分の状況等を丁寧に説明し、支援が途切れることの無いよう今後の通所先について早急に調整する。

5 取消処分年月日

指定取消決定日： 令和 3 年 7 月 1 日
指定取消効力発生日： 令和 3 年 7 月 8 日

6 事業者に対する経済上の措置

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、不正に受け取っていた給付費（概算 10,000 千円）を返還させるほか、当該返還額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額（概算 4,000 千円）を支払わせる。

担当：障害福祉課 中谷（2110）
福祉施設安全課 米丸（4451）